

土浦市は『市税滞納一掃宣言』をしています

税負担の公平性を確保するために

滞納整理を強化してきます

No. 1

■税金の納付は期限内に

税金は、納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。

定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。

納められる経済状況にあるにもかかわらず納めていただけない方や、分納誓約の不履行、また、市からの督促や催告、納税相談に応じただけでない滞納者もいます。

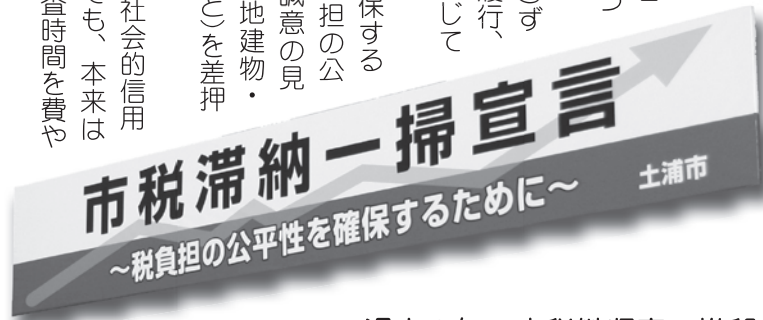
市では、重要な自主財源である市税を確保するため、また、納めていただいた方との税負担の公平性を保つためにも、このような納税に誠意の見られない滞納者に対し、財産(預貯金・土地建物・給与・生命保険・自動車・所得税還付金など)を差押えするなどの滞納処分を行なっています。

滞納処分を受けると、経済的な不利益や社会的信用を失うことにもなりかねません。市としても、本来は必要としない滞納整理に伴う調査経費や調査時間を費やすことになりません。

再度、納付状況を確認していただき、万が一滞納となっている場合には、早期に納付されますようお願いいたします。

また、失業、病気、事業不振など予期しない出来事により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、早急にご相談ください。

■ 納税課 納税係 (☎ 826・1111 内線 2333)



■滞納処分の流れ

納期限までに納付されないと…

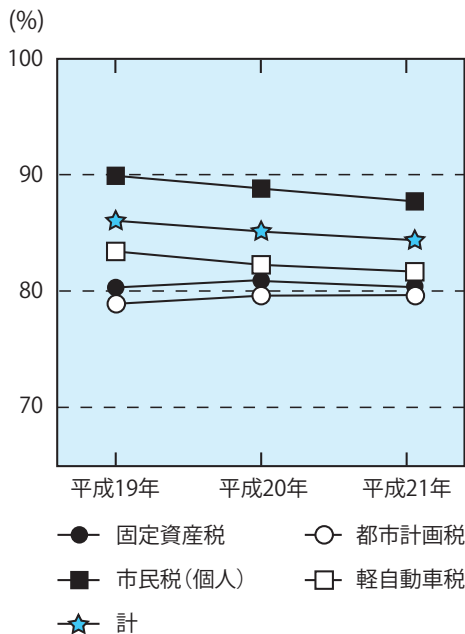
督促状…納期限までに納付されない場合、地方税法などの規定により督促状を送付します。(督促手数料がかかります)また、納期限の翌日から納付されるまでの日数に応じて、原則年14.6%の割合で延滞金がかかります。

財産調査…国税徴収法などの規定により、滞納者、官公庁、金融機関、勤務先などに、各種調査をします。さらに、必要に応じて居宅、事務所などの捜索を行なうことがあります。

財産差押え…国税徴収法などの規定により、財産(預貯金・土地建物・給与・生命保険・自動車・所得税還付金など)の差押えを行ないます。土地建物の場合、登記簿に差押えの登記がされます。預貯金・給与が差押えになると銀行や勤務先からの信用を失ってしまう恐れがあります。

公売・取立…国税徴収法などの規定により、差押えた不動産、動産などは売却(公売)します。また、預貯金・給与などは取り立てをします。売却(取立)代金は滞納市税に充てることとなります。

■過去3年の市税徴収率の推移



	平成19年	平成20年	平成21年
固定資産税	80.3	80.9	80.4
都市計画税	78.9	79.6	79.6
市民税(個人)	89.9	88.8	87.7
軽自動車税	83.1	82.7	81.7
計	85.6	85.2	84.4